

## 別府市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱

制定 平成17年 7月1日  
別府市告示第167号

改正 令和3年 3月31日  
別府市告示第166号  
令和3年 7月 6日  
別府市告示第376号  
令和4年 1月28日  
別府市告示第 25号  
令和5年 3月10日  
別府市告示第 64号

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て中の家庭を地域で支援し、保護者が主体的に、安心して育児ができる環境整備を図るため、地域において育児に関する相互援助活動（以下「援助活動」という。）を行うことを支援する別府市ファミリー・サポート・センター事業（以下「事業」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市長は、事業を実施するため、育児の援助を行いたい者（以下「まかせて会員」という。）と育児の援助を受けたい者（以下「おねがい会員」という。）からなる会員組織として、別府市ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）を、別府市子育て支援センター事業実施要綱（平成15年別府市告示第92号）第2条第1項に規定する西部子育て支援センター（べるね）内に設置する。

(センターの業務)

第3条 センターの業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) まかせて会員及びおねがい会員（以下「会員」という。）の募集、登録に関すること。
- (2) 会員間で行う援助活動の調整に関すること。

- (3) 援助活動に必要な知識習得のための講習会の開催に関すること。
- (4) 会員の交流を深め、情報交換を図るための会員相互の交流会の開催に関すること。
- (5) 関係機関等との連絡調整に関すること。
- (6) 広報誌の発行等の広報に関すること。
- (7) その他事業の実施に必要な業務に関すること。

(会員の要件)

第4条 まかせて会員の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 別府市内に居住する者であること。
- (2) 心身ともに健康な20歳以上の者であること。
- (3) センターが指定する講習会等を受講した者であること。

2 おねがい会員の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 別府市内に居住し、又は別府市内の事業所に勤務している者であること。
- (2) 概ね生後3か月以上の乳幼児又は小学生（以下「子ども」という。）を育児している者であること。
- (3) センターが指定する講習会等を受講した者であること。

3 前2項の要件をそれぞれ満たす者は、まかせて会員とおねがい会員を兼ねることができる。

(入会等)

第5条 会員として入会しようとする者は、別府市ファミリー・サポート・センター入会申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申込みがあったときは、審査し、会員として適当と認める場合は、会員登録するとともに、別府市ファミリー・サポート・センター会員証（以下「会員証」という。）（様式第2号）を交付するものとする。

3 会員は、会員登録の内容に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(保険)

第6条 会員は、援助活動中の事故に備えて、ファミリー・サポート・センター補償保険に加入するものとする。

2 前項のファミリー・サポート・センター補償保険加入に要する保険料は、市が負担する。

(退会)

第7条 会員は、退会しようとするときは、別府市ファミリー・サポート・センター退会届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、会員が第4条に規定する会員の要件を満たさなくなったとき又は会員がこの要綱の規定に違反し、会員として適さないと認められるときは、当該会員を退会させるものとする。

3 会員は、退会したときは、直ちに会員証を市長に返却しなければならない。

(会員の責務)

第8条 会員は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 事業の趣旨を理解し、信義に基づき誠実に援助活動を行うこと。
- (2) 援助活動により知り得た他人の家庭の事情等についてプライバシーを侵害し、または秘密を漏らさないこと。退会した後も、同様とする。
- (3) 援助活動を利用して物品の販売若しくは斡旋、宗教活動又は政治活動を行わないこと。
- (4) 援助活動中の子どもの安全確保に努め、子どもに異常を認めるときは、状況に応じた適切な処置を行うこと。
- (5) 援助活動中は会員証を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示すること。
- (6) 同時に複数の会員に対して援助活動を行わないこと。
- (7) その他事業の趣旨に反する行為を行わないこと。

(所長、アドバイザー及びサブ・リーダー)

第9条 センターに所長及びアドバイザーを置く。

2 所長は、センターの業務の総括を行う。

3 アドバイザーの職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) センターの業務内容の周知及び啓発に関すること。
- (2) 会員の募集及び登録に関すること。
- (3) 援助活動の調整に関すること。

- (4) 会員に対する講習会及び会員相互の交流会等の開催に関する事。
- (5) 会員間に生じた問題への助言等に関する事。
- (6) その他センターの業務に関する事。

4 アドバイザーは、一定の地域を単位として会員のグループを設け、当該グループの会員の中から世話役としてサブ・リーダーを依頼することができる。

5 サブ・リーダーは、アドバイザーの指示を受けて、援助活動の調整を行うものとする。

6 所長、アドバイザー及びサブ・リーダーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(援助活動の内容)

第10条 援助活動は、一時的又は臨時的なもので、次に掲げるものとする。

- (1) 保育所、幼稚園、小学校等（以下「保育所等」という。）の始業の時刻前又は終業の時刻後に子どもを預かる事。
- (2) 冠婚葬祭、学校行事等の際、子どもを預かる事。
- (3) 買い物等の外出の際、子どもを預かる事。
- (4) 保育所等までの子どもの送迎を行う事。
- (5) その他会員の育児のために必要な援助であって、事業の趣旨に適合していると認められる事。

2 まかせて会員が子どもを預かる場合は、原則として当該まかせて会員の自宅において行うものとする。ただし、アドバイザーが必要と認める場合はこの限りではない。

3 まかせて会員が子どもの送迎をする場合は、徒歩又は公共交通機関を利用するものとする。ただし、まかせて会員は、あらかじめ市長の承認を受け、かつ、当事者間で合意がある場合は、自家用車を送迎に使用することができるものとする。

4 援助活動は、別府市内で行うものとし、当該援助活動を行う時間は、午前7時から午後7時までの間とする。ただし、緊急やむを得ない場合は、午前7時前又は午後7時後も行うことができるものとする。

5 援助活動においては、子どもの宿泊は行わないものとする。

(援助活動の実施等)

第11条 おねがい会員は、育児の援助を必要とする場合は、アドバイザー又はサブ・リーダー（以下「アドバイザー等」という。）に援助活動の申込みを行うものとする。

2 前項の申込みを受けたアドバイザー等は、援助依頼受付簿（様式第4号）に記載するとともに、援助の内容、日時等を確認の上、申込みの内容にふさわしいと認められるまかせて会員を当該おねがい会員に紹介するものとする。

3 おねがい会員及びまかせて会員は、事前に援助活動の内容等を十分協議の上、相互の合意と責任のもとに実施するものとする。

4 まかせて会員は、援助活動終了後、別府市ファミリー・サポート・センター援助活動報告書（様式第5号）を作成し、おねがい会員の確認を受けなければならない。

5 まかせて会員は、前項の別府市ファミリー・サポート・センター援助活動報告書を援助活動をした日の属する月の翌月10日までにアドバイザーに提出するものとする。

(報酬等)

第12条 おねがい会員は、まかせて会員に対し、援助活動終了後に別表に定める基準に従って報酬及び実費を直接支払うものとする。

(事故報告)

第13条 まかせて会員は、援助活動中に事故が発生したときは、直ちに所長に報告し、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の責任)

第14条 援助活動中における事故については、当事者間で解決するものとし、市はその責任を負わない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日別府市告示第166号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年7月6日別府市告示第376号）

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に存する改正前の様式第1号、様式第2号、様式第3号及び様式第5号の用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

附 則（令和4年1月28日別府市告示第25号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月10日別府市告示第64号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第12条関係）

別府市ファミリー・サポート・センター報酬等基準

| 援助活動の実施日  | 援助活動の時間          | 報酬基準額<br>(1時間当たり) |
|---|------------------|-------------------|
| 月曜日から金曜日まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。 | 午前7時から<br>午後7時まで | 500円              |
|   | 上記以外の時間          | 600円              |
| 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日                         |                  | 600円              |

備考

- 1 援助活動の時間は、まかせて会員が子どもを預かった時間とする。
- 2 援助活動の時間が1時間未満の場合は、1時間とみなす。
- 3 援助活動の時間に1時間未満の端数がある場合は、当該端数が30分以下のときは1時間当たり報酬基準額の半額を、30分を越えるときは1時間当たり報酬基準額を加算する。
- 4 おねがい会員が複数の子ども（兄弟姉妹に限る。）を同時に預ける場合は、2人目から半額とする。
- 5 おねがい会員が援助活動の依頼を取り消した場合は、おねがい会員は取消料として次のとおり支払うものとする。ただし、暴風雨、暴風雪、大雨、大雪等に関する警報の発表その他おねがい会員の責めに帰さないやむを得ない理由により取り消した場合は、この限りでない。
  - (1) 前日までの取消し 無料
  - (2) 当日の取消し 上記基準により算定された報酬額の半額
  - (3) 無断取消し 上記基準により算定された報酬額の全額
- 6 食事（ミルク）代、おやつ代、おむつ代等については、おねがい会員が実費を支払う。また、特定のものを希望する場合は、おねがい会員が用意する。
- 7 援助活動における交通費については、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額をおねがい会員がまかせて会員に支払うも

のとする。

- (1) バス、タクシー等の公共交通機関を利用する場合 その実費の額
- (2) 自家用車を使用する場合 おねがい会員の子どもを自家用車に乗せて走行する10kmまでごとにつき100円